

令和6年度

要望書

前橋市農業委員会

目 次

要 望 文

- | | |
|----------------------------------|-----|
| 1. 販路の拡充について | 1 頁 |
| 2. 園芸用ハウスに対する各種支援について | 2 頁 |
| 3. 害虫対策のための焼却炉設置に係る補助等について | 3 頁 |
| 4. 後継者のいない農業者と他の担い手農家等のマッチングについて | 4 頁 |

令和6年度前橋市農業施策等に関する要望書

日頃より、本市農業委員会の活動に対し、格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手・後継者不足、遊休農地の増加、自然災害による農地や農業施設の被害など、厳しさを増しております。

また、世界的な情勢不安から原材料不足や物価の高騰に伴う、生産資材等の高止まりが続く一方、農産物は低価格が続いており、健全な農業経営を維持していくことが大変困難な状況にあります。

このような状況の中、意欲ある担い手を確保し、農地の利用集積・集約化を図るとともに、新規参入の促進や農産物の販路開拓に取り組んでいただくため、農業者の代表機関として、市と連携し、本市農業の振興のため邁進して参ります。

つきましては、厳しい財政状況であることは理解しているところでございますが、本市農業の発展と農業経営の安定を図るため、引き続き実行性のある施策展開をお願い申し上げ、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、本市の農業振興についての要望書を提出します。

令和5年10月3日

前橋市議会議長 阿部 忠幸 様

前橋市農業委員会
会長 澁澤 聖 一

1. 販路の拡充について

原材料価格等、生産コストの上昇が続いている中で、農畜産物については価格の低迷が続いており、農業者は利益を得ることが非常に難しく、多くの経営体で経営の維持が困難な状況にあります。

農業者の意欲と所得の向上に繋がるような新たな販売ルートの開拓や有利な販売先の獲得などについて支援いただくよう検討をお願いいたします。

2. 園芸用ハウスに対する各種支援について

農業資材の高騰が続いている中、園芸用ハウスを建てるのには莫大な費用が必要となります。新規就農者がハウスを建てたり、後継者が古いハウスを建て替えたりすることが困難な状況となっていることから、関係機関と連携して、ハウス建設についての補助の拡充をお願いいたします。

さらに、降ひょうや降雪等の自然災害で被災した園芸用ハウスに対して、現在の制度においては、修繕して継続使用する場合は、県と市で協調した補助金の対象となっております。また、ガラスハウスなどは撤去する場合も高額な費用がかかるため、使用されなくなったガラスハウスが放置されている現状であることから、撤去費用に関する支援についての検討をお願いします。

加えて、ビニールハウスの張り替えに対する園芸用ハウス被覆資材張替支援補助金については、補助対象が個人のみとなっておりますが、園芸用ハウスの需要は個人も法人も同様ですので、法人に対する補助拡充も検討をお願いします。

3. 害虫対策のための焼却炉設置に係る補助等について

害虫被害や病気等により伐採した枝や、野菜の残渣などは廃棄物になり、その処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき行うこととなりますが、同法では処理方法として圃場での焼却は原則禁止されているため、有償で業者に依頼をするか、畑の隅などに積んでおき圃場に漉き込むなどして対応をしています。

しかし、畑などに積んでおいた場合、そこから害虫が発生してしまうことがあります。処理方法に苦慮している状況にあります。

つきましては、焼却処理ができるよう、焼却炉設置の補助制度創設などの検討をお願いいたします。

4. 後継者のいない農業者と他の担い手農家等のマッチングについて

農業における現状として、農業者の高齢化と担い手不足は深刻な問題となっています。後継者のいない農業者に他の担い手農家や新規就農者等をマッチングさせること等により、地域の担い手不足解消に向けた仕組みづくりの構築について検討をお願いいたします。